

3 茅情個審査答申第 2 号

令和 3 年 1 1 月 2 2 日

諮問番号 3 茅行総第 1 0 9 号

審査庁 茅ヶ崎市長

事件名 特定日付に行われた〇〇自治会及び〇〇自治会と茅ヶ崎市役所安全  
対策課との協議の記録一切の非公開決定処分に対する審査請求

## 答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件、行政文書の公開請求について、茅ヶ崎市長が令和 3 年 4 月 1 3 日付け 3 茅安第 5 号により行った非公開決定処分は妥当ではなく、非公開とした部分のうち、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 6 1 年茅ヶ崎市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 号に該当する部分である 2 行目 5 文字目から 2 7 文字目まで及び 1 6 行目 2 5 文字目から 2 9 文字目までを除き公開すべきである。

## 理 由

### 第 1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 3 年 3 月 3 0 日付けで、条例第 4 条の規定に基づき、茅ヶ崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「特定日付に行われた〇

○自治会及び○○自治会と茅ヶ崎市役所安全対策課との協議（以下「本件協議」という。）の記録一切」（以下「本件請求文書」という。）の行政文書公開請求（以下「本件行政文書公開請求」という。）を行った。

2 実施機関は、令和3年4月13日付けで、「公開することによって、現在争訟中である「○年（○）第○号○事件（以下「本件訴訟」という。）」に係る事務に関し、茅ヶ崎市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある」という理由により、条例第5条第4号イによる行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、令和3年5月26日付けで、実施機関の教示により、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、条例第4条の規定に基づく本件行政文書公開請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 本件請求文書は、請求人が出席した協議の記録であって、公開できない理由には当たらない。

(2) 係争中であることにより、本件請求文書を公開することにより茅ヶ崎市にとって不利益となる部分がある場合であっても、文書全体を公開しないことは不当である。

(3) 裁判は、客観的事実をもとに原告と被告双方が法律的に争うものであ

ることから、「茅ヶ崎市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある」との非公開の理由は不当である。

- (4) 本件協議の記録を公開しないことは、事実と異なる記述の存在が明らかになることを防止するためではないかと疑われる相当の理由があることから、不当である。

### 第3 実施機関の考え方

実施機関の考え方は、概ね次のとおりである。

本件請求文書は、本件協議の際に茅ヶ崎市の職員が個人用の備忘録として作成したメモ全59ページのうち、55ページ目の一部である。

本件請求文書を公開することにより、本件請求文書が逐語録のごとく扱われ、「本件文書に明確に記載されていない事項については、本件協議において発言がなかった」ことの証拠として利用されることとなれば、本件訴訟の帰趨に影響を与える可能性を排除できない。

よって、本件請求文書全体を公開することにより、茅ヶ崎市が行う本件訴訟に係る事務に関し、茅ヶ崎市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第5条第4号イに該当すると判断し、非公開としたものである。

### 第4 審査会の判断

#### 1 本件請求文書について

審査請求人は、特定日付に行われた〇〇自治会及び〇〇自治会と茅ヶ崎市役所安全対策課との協議記録について本件行政文書公開請求を行った。

実施機関は、本件行政文書公開請求に係る行政文書について、本件請求文書の全体が条例第5条第4号イに該当するとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めている。

実施機関は、本件処分が妥当であると主張していることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

## 2 条例第5条第4号イの該当性について

(1) 条例第5条第4号イは「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを非公開情報として規定している。

このうち、「争訟に係る事務」とは、一般には現在提起され又は提起されることが想定される争訟についての対処方針の策定や、そのために必要な事実調査などその追行に関する事務であると解される。

(2) 当審査会が、本件請求文書の条例第5条第4号イ該当性について、実施機関に対して意見聴取を行ったところ、以下の事情が確認できた。

ア 本件請求文書は、令和3年1月、裁判所から原告である茅ヶ崎市に対し、訴訟関連事項についての釈明の求めがあったことを受け、当時の資料を探したところ、茅ヶ崎市の職員が個人用の備忘録として作成したメモが見つかり、この時点で組織的に利用することとし、行政文書となったものである。

イ 本件協議は、茅ヶ崎市が訴訟外での交渉等による解決を諦め、訴訟提起を決心する理由のひとつになった協議であった。

ウ 本件請求文書内に記載されている発言記録について、発言者の特定はできていない。ただし、本件請求文書の3行目から17行目までは自治会側の、18行目から22行目までは茅ヶ崎市側の発言であると思われる。

(3) 当審査会が本件請求文書を見分したところ、実施機関が主張するとお

り、本件協議に出席していた職員が自治会とのやりとりを記録したものであることが認められた。

また、その記載の形式は、一般的な議事録のように第三者が協議の内容を直ちに了知できるようなものではなく、当該職員が必要と認める範囲内で記録したものであって、本件協議の経緯全体を記載したものではないと推察される。

しかしながら、本件請求文書に記載された事項が、現在提起され又は提起されることが想定される争訟についての対処方針の策定や、そのために必要な事実調査などその追行に関する事務についての具体的な記載があるとは言い難く、かつ、これが公にされることによって、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものとは認められない。

そのため、本件請求文書は、条例第5条4号イの非公開事由には該当しない。

### 3 条例第5条第1号の該当性について

本件請求文書のうち、2行目5文字目から27文字目まで及び16行目25文字目から29文字目までには、自治会側の住民の氏名や役職名が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であることから、条例第5条第1号に該当する。

以上のことから、「結論」のとおり、条例第5条第1号に該当する部分である2行目5文字目から27文字目まで及び16行目25文字目から29文字目までを除き公開すべきである。

## 第5 審査会の処理経過

令和 3年 3月30日 行政文書公開請求書受付

令和 3年 4月13日 行政文書非公開決定処分

令和 3年 5月26日 審査請求  
令和 3年 7月27日 諮問  
令和 3年 8月23日 審議（第3回審査会）  
令和 3年10月 1日 審議、意見聴取及び意見陳述（第4回審査会）  
令和 3年10月25日 審議（第5回審査会）  
令和 3年11月22日 答申

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

嘉藤 亮（会長）

大川 宏之

笠間 透

熊澤 弘司

原口 佳誠